



Title	原発の政治学（一）：福島第一原発事故発生以前における東京電力の政治権力・経済権力
Author(s)	上川，龍之進
Citation	阪大法学. 2015, 65(2), p. 103-142
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/75428
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

原発の政治学（二）

——福島第一原発事故発生以前における

東京電力の政治権力・経済権力——

上
川
龍
之
進

はじめに

第一章 経済界における東電の権力

第二章 行政機関に対する東電の権力（以上、本号）

第三章 自民党との関係

第四章 学界に対する東電の権力

第五章 労働組合を通じた東電の権力

第六章 原発反対勢力に対する東電の権力

第七章 司法をめぐる影響力関係

第八章 マスメディア・世論対策

おわりに

本稿では、東日本大震災発生以前における東京電力（東電）の政治権力・経済権力について、とりわけ原子力発電（原発）をめぐる権力行使に焦点を絞って概観する。

本稿での主語は東電である。だが本稿では、東電のみならず、電力業界、電気事業連合会（電事連）、さらに経済産業省（旧通商産業省）が、影響力行使の主体として登場する。というのも東電は、電力業界で最も強い影響力を持ち、電力一〇社で構成される業界団体の電事連を動かしていた。また経産省（旧通産省）は、電力会社と協調して原発を推進していたため、政府が原発推進を目的として影響力を行使する場合、それは東電が影響力を行使したのと同じ効果を発揮した。つまり本稿は、広く「原子力ムラ」の政治権力・経済権力を概観するものでもある。

福島第一原子力発電所事故は、けっして「想定外」の天災によるものではなく、事前に数多くの警告が発せられていたにもかかわらず、それへの対応がとられなかったがゆえに起きた「人災」であることは、すでに多くの文献で指摘されている。想定以上の大規模な地震や津波が発生する可能性は何度も指摘されていたし、全交流電源喪失（ステーション・ブラックアウト）や過酷事故が起きた場合の対策について考えておくべきだという声もあった⁽¹⁾。原発訴訟でも、こうした論点は提示されていた⁽²⁾。

だが、こうした警告は、電力会社、行政、その周辺の学者たちによって、ことごとく無視された。一層の安全対策にはコストがかかるし、安全対策の必要性を認めると、原発の地元住民などから、そのような事故が起きる可能性があるのかといった反発が生じるので、それを回避しようとしたのである⁽³⁾。

東電が、こうした警告を無視することができたのはなぜか。それは東電には、原発反対の声を抑圧し、原発の

「安全神話」を作り上げることが可能にする政治権力と経済権力があつたからである。東日本大震災以後、ジャーナリストや関係者らによつて、それまで語られることが少なかった東電の権力について、多くのことが語られるようになった。本稿では、そうした文献を渉猟して収集した事実関係を基に、東電の政治権力・経済権力について他の政治アクターとの関係ごとに概観していく。

第一章 経済界における東電の権力

第一節 財界・原発関連企業への影響力

① 巨大調達企業としての影響力

東電は日本を代表する巨大企業である。二〇一〇年三同期決算のデータで見ると、総資産一三兆二〇四〇億円（一三位）、フリーキャッシュフロー三八九〇億円（二一位）、二〇一〇年度の設備投資予定額七八九億円（二位）である。また二〇一一年三月末の時点で、資本金九〇〇〇億円、従業員数三万六七〇〇人、売上高五兆一五〇億円、子会社を含めた連結の売り上げは五兆三七〇〇億円、従業員数五万三〇〇〇人に上る。⁽⁵⁾

電力会社は、資・機材の調達や発電施設建設などを通じて多種多様な企業と取引を行っている。東電の二〇一〇年の資材・役務調達コストは一兆二五二七億円に上る。たとえば発電所建設には、各種機器を供給する重電メーカー、制御システムを構築する情報システム会社、送電設備に関係する電線メーカーや鉄鋼メーカー、建屋を建設するゼネコンなどが関係する。また、燃料の調達には商社が、燃料の輸送には造船会社や運輸業者が関わる。しかも電力会社は、コスト意識が甘くて随意契約が多く、あまり厳しい値下げを求めないため、取引先企業には巨額の利潤がもたらされる。⁽⁶⁾これが、他の企業に対する電力会社の強い影響力の源泉なのである。

② 総括原価方式と巨額の設備投資

経営に余裕のある電力会社は、財界活動にも積極的であった。東電トップは、日本経済団体連合会（経団連）の副会長、経済同友会の副代表幹事、東京商工会議所の資源・エネルギー部会長といったポストを占めてきた。元社長・会長の木川田一隆は経済同友会代表幹事を、元社長・会長の平岩外四は経団連会長も務めた。⁽⁷⁾

電力会社の経営に余裕があったのは、地域独占が認められ、自由化も十分に進んではいなかったからである。さらに電気料金は、一九六四年制定の電気事業法第十九条に基づき、「総括原価方式」で決められるため、黒字が保証されていた。総括原価方式とは、発電所や送配電網の建設費・修繕費・運転費、燃料費、社員の人件費や福利厚生費、法人税や固定資産税、借入金の支払利息や株主への配当などのコストを合算させた「適正原価」に、電力会社の利益（事業報酬）を加えて、電気料金を算定する仕組みである。事業報酬は、電力会社が持つ発電所や送電線などの固定資産、使用済みを含む核燃料、建設中の資産など、電気事業に投下した資産の合計（レートベース）に一定の倍率（事業報酬率。東電の場合、二〇〇八年からは三％）をかけたものとされた。⁽⁸⁾

このため電力会社は、コスト意識に乏しく、震災後には、関連企業との随意契約による取引や、社員・役員の高給・高待遇⁽⁹⁾が、経営コストを高めているとして批判されることになる。一方、人的リソースの観点からすれば、こうした高待遇のゆえに、優秀な人材を集めることができたのである。

さらに「総括原価方式」により、発電所や送電線などの電気事業資産を造れば利益が増えるため、電力会社は設備投資に積極的であった。このことに政府も目を付けた。一九七八年に福田赳夫内閣は、景気対策として公共事業費を対前年度比最高となる三四・五％増の五兆一八三五億円とする予算案を編成する。同年一月には、通商産業大臣が平岩外四ら電力九社の社長と電源開発総裁を呼び出し、「政府も全力をあげて電源立地に協力する」として、

電力業界に、公共事業費とほぼ同額の設備投資を実行するよう要請する。一九七八年度の設備投資計画はすべて合わせても三兆円強で、これを六〜七割増の五兆円規模にするという無理な要望であった。しかし、電事連会長の平岩が、「わかりました。大変ですけど考えてみましょう」と述べ、その場を収める。⁽¹⁰⁾

これ以降、政府が景気対策として公共投資の増額を打ち出すのに合わせて、東電は設備投資額を積み増したり、前倒し発注を行ったりするようになった。関東地方しか事業エリアのない東電の設備投資水準が、全国を事業領域とするNTTに次ぐ規模に膨れ上がったのは、このためでもある。⁽¹¹⁾

③ 原子力産業の規模

原子力産業は単独で見ても巨大な産業である。二〇〇九年度の電気事業者の発電電力量のうち三〇・二％が原子力で、電力会社は原子力産業に年間二兆一三五億円（二〇〇九年度）を支出する。一方、国の原子力関係予算は年間四三二三億円（二〇一〇年度予算）に上る。原子力産業従事者は、電気事業者で一万一六六八人、鉱工業で三万三七一四人である。

さらに原子力発電所は、部品数は数万点、一基造るのに三〇〇〇億〜五〇〇〇億円かかる。一基につき、計画されてから廃炉になるまで一〇〇年間（地点の選定に一〇年、建設準備および建設に一〇年、運転六〇年、廃炉に二〇年を要する）、膨大な資金が関連企業に流れる。⁽¹²⁾ これはどの巨大産業であるため、脱原発政策には猛烈な反発が起きるのである。

第二節 電力業界内部の影響力関係

東電は電力業界の中でも圧倒的な存在感、影響力を誇る。一〇電力会社の売上合計約一五兆円のうち、東電の売上高は三分の一の五兆円に上る。電事連の中でも東電の影響力は圧倒的で、ある西日本の電力会社社員は、「中部、関西も発言力はあるが東電は別格。東電の意思が電力の意思だ」と証言している。電事連に結める各社東京支社の社員の主たる仕事は、経産省よりも東電との縁を結ぶことであり、通したい意見がある場合は、「会議で東電の人に『そうだね』と同意してもらえよう、根回しすることが重要」だという。⁽¹³⁾

だが、地域独占を認められ、市場競争が行われない電力会社間でも、かつては競争があった。一九五四年一〇月に九電力の一斉値上げが行われて以降、石油危機が発生する一九七三年まで、電気料金の値上げは各社バラバラに行われた。単独で電気料金の値上げを行えば消費者の批判を受けるため、各電力会社は発電コストの安い火力発電の割合を高めつつ、送電ロスを減らすための技術開発や、水力発電所の電気式制御システム導入による無人化を進めるなど、競い合って合理化を進めたのである。

また原子力発電についても、東電と関西電力（関電）が先陣争いを演じた。関電が一足早く一九七〇年一月に美浜原発一号機の運転を開始し、東電は、その四カ月後に福島第一原発一号機を稼働させる。⁽¹⁴⁾

ところが、石油危機による燃料費高騰などを理由として、一九七四年六月に電力九社は一斉に値上げを行う。それ以降、電力一〇社（沖縄電力を含む）⁽¹⁵⁾は世論の批判をかわすため、ほぼ同時期に料金改定を行うようになり、電力会社間の競争もなくなっていく。

これ以降、電力業界は東電を中心に、一枚岩で動くようになる。電事連の会長ポストは、東電、関電、中部電力社長の持ち回りとなっている。だが、主要ポストは東電出身者により占められ、電事連は事実上、東電の別働隊と

して、政界・官界・メディア界へ原発推進のためのロビー活動を行ってきた。

後述するように経産省（旧通産省）は、一九九〇年代後半から二〇〇三年にかけて電力自由化を進めようとし、電力業界と激しく対立する。だが東電は、発送電分離には絶対に反対であったものの、他の電力会社が強く反対していた小売りの全面自由化については前向きに対応したいという考えを二〇〇二年四月に表明し、他の電力会社の反発を買う。経営基盤の強固な東電は、自由化により競争が激しくなっても生き残っていくことができる。一方、地方の電力会社は現状維持を強く望んだ。意見は分かれたものの、結局、東電は、業界利益を優先する。全面自由化反対で足並みを揃えることにしたのである。¹⁶⁾

この際、東電は自民党への猛烈なロビー活動を展開する。その結果、発送電分離は実現されず、電力小売りは拡大されたものの、家庭を含めた全面自由化は先送りされる。他の電力会社は「さすが東電」と、その底力に脱帽したという。¹⁷⁾

第三節 金融機関との関係

事業会社の社債は無担保が一般的である。だが電気事業法第三七条では、電力会社に、他の債権者よりも優位に弁済を受けることのできる社債（電力債）の発行を認めている。こうすることで、設備投資額が巨額な電力会社が、電力債により安定的に資金を調達できるようにしていたのである。¹⁸⁾

政府の要請に応じて積極的に設備投資を行ったため、東電の有利子負債は二〇一〇年十二月末時点で七兆四六四一億円に上っていた。¹⁹⁾しかし東電は、国債と同程度の高い信用度を誇る電力債の発行により、低利で資金を調達することができた。社債の発行額は約五兆二〇〇〇億円であるのに対し、銀行からの長短期の借入金は約二兆三〇〇

〇億円にとどまっていたのである。

証券業界にとつて、日本の社債市場の二〇%を占める電力債（国内発行残高一五兆円）のうち三五%を発行する東電は、最も重要な取引先であった。銀行にとつて東電は、融資したいのに、あまり借りてくれない企業で、一方、東電は、銀行からは付き合いで資金を借りてあげているという意識であったという。⁽²⁰⁾

このように経済界には、東電に怖いものはなかった。

第二章 行政機関に対する東電の権力

本章では、電力会社と行政機関（経産省（旧通産省）、旧科学技術庁（科技厅）、および原子力安全規制機関）と電力会社の影響力関係について見ておく。

第一節 電力国家管理復活を目指す通産省との対立

電力会社と経産省（旧通産省）との関係は複雑である。電力会社にとつて経産省は監督官庁であり、電力料金の改定や発電所の設置は経産省の認可事項であるため、経産省を敵にしたくはない。このため、経産官僚の天下りを東電本体や業界団体で引き受けるなどして、協調関係を構築していた。それゆえ、原発事故後のジャーナリズムでは、政官業の「鉄の三角形」を「原子力ムラ」と称して非難する見解が主流であった。

しかし、電力会社は経産省と対立することもあった。戦後しばらくの間、通産省は電力の国家管理復活を目指して電力事業への介入を図っており、民営を維持しようとする電力会社とは緊張関係にあった。その後、協調関係が続いたものの、一九九〇年代前半から二〇〇〇年代前半にかけて、通産省の電力自由化派官僚が、電力自由化と発

送電分離、核燃料サイクルの見直しを仕掛けてきたため、両者は激しく対立する。いずれも勝利したのは電力会社であった。電力会社は経産省に対抗するため、後述するように政治家との関係を強めていくのである。⁽²¹⁾ここではまず、戦後の電力会社と経産省の緊張関係を見ておこう。

① 電力事業の主導権をめぐる争い

戦前には複数の民間電力事業者が乱立し、激しい顧客獲得競争を繰り広げた。だが、一九三八年に電力国家管理法が成立し、一九三九年四月から全国の発送電部門は「日本発送電」という国策会社に統合され、配電部門は地域ブロック別に設立された九配電会社が担うことになった(戦後の九電力体制とほぼ同じ地域割り)。戦後もしばらくは電力国家管理が続くものの、一九五一年五月に連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)の指令(いわゆるポツダム政令)により、発送配電一貫の民有民営九電力体制(現在は沖縄電力を含め一〇電力)となる。⁽²²⁾

だが通産省は、一九五二年にGHQの占領が終わると、電力国家管理の復活を目指す。同年、全額政府出資で発電事業を担う電源開発株式会社を設立し、電源開発は大型水力発電所を次々と建設していく。電力会社は民営を維持するため、この動きに対抗する。関電が一九六一年に黒部川第四発電所の運転を開始し、民間電力会社でも巨大プロジェクトが可能であることを示したのである。このことが、民間主導の電力事業を維持する大きな分岐点になったという。

また当時の通産省は、水力発電を中心に火力を補助的に利用する「水主火従」を基本方針としていた。これに対し民間電力会社は、「火主水従」を基本方針とした。アメリカで開発された「新鋭火力」と呼ばれる、高効率の火力発電所建設を進め、これをベース用電源として活用し、ダム式水力をピーク調整用に使うことで、発電コストを

抑え、電気料金を安価に抑えたのである。さらに火力発電の燃料についても、通産省は国内石炭産業の衰退に歯止めをかけるため、「炭主油従」政策を打ち出すものの、民間電力会社は、石油価格が低下し、使い勝手もよかったことから「油主炭従」方針をとる。いずれの路線対立も、経済合理性に優れた民間側の勝利に終わった。⁽²³⁾

② 原発をめぐる主導権争い

原子力発電の導入に際しても、官民間の争いがあつた。日本の原子力政策は、一九五四年三月に中曽根康弘ら一部政治家の主導により原子力予算が成立したことに始まる。一九五五年十二月には原子力三法、すなわち、原子力基本法、原子力委員会設置法、総理府設置法の一部を改正する法律（原子力局設置に関するもの）が成立する。一九五六年一月一日には、原子力開発利用の方針を決定する最高意思決定機関として、総理府原子力委員会が発足し、一九五六年五月一九日には原子力委員会の事務局として、総理府原子力局を母体とした科学技術庁（科技庁）が設立される。原子力委員長は科技庁長官が兼ねることになった。

初代原子力委員長で、後に初代科技庁長官にも就任する正力松太郎は、一九五六年一月に、海外から原子炉を購入して五年以内に採算のとれる原発を建設するとの談話を発表する。一九五七年三月に原子力委員会は、発電炉の早期導入方針を決定し、イギリスのコールダーホール改良型炉の導入を検討し始める。

ここで問題となったのは、英国炉の受け入れ主体である。一九五七年二月に、電源開発が受け入れ主体に名乗りを上げると、それに対抗して電力九社は、電気事業者と関連業界を出資者とし、発電電力を電力九社に卸売りする民間会社「原子力発電振興会社」の設立構想を打ち出す。電力会社の経営陣は、原発の導入には消極的だったのだが、国が原発を主導することへの反感、「国営アレルギー」から、原発導入を決断したのである。以後、政界・官

界・財界の中枢を巻き込んだ激しい論争が起き、民党論の旗手の正力、国管論の旗手の河野一郎経済企画庁長官（バックには通産官僚がいた）の名をとって、この論争は「正力・河野論争」と呼ばれた。

この論争は、八月末に決着する。官民合同の「原子力発電株式会社」を設立し、政府（電源開発）二〇%、民間八〇%（電力九社四〇%、その他四〇%）の出資比率とすることで決着したのである。出資比率に示されるように、民党論の実質勝利であった。これを受け、一九五七年一月一日に日本原子力発電株式会社（原電）が発足する。⁽²⁴⁾

論争の決め手となったのは電力会社のカネであった。ある電力会社の幹部が、河野に「しかるべき『届け物』」を持参し、河野が下りた（ただし河野の顔を立てる意味で電源開発からも二〇%の出資をした）というのである。⁽²⁵⁾

ところがコルダールホール改良型炉には、耐震性をはじめ、数々の安全上の疑問点が浮上し、一基限りの導入に終わる。一九六一年二月に原子力委員会は原子力開発利用計画を発表し、二号炉には軽水炉を導入する方針を決める。その一二日後に原電は、本州西部地域に軽水炉式の発電所設置を決定する。

実は日本の電力業界・製造業界とも、早くから軽水炉を発電炉の本命とみなし、その導入の準備を進めていた。⁽²⁶⁾

さらに一九六〇年代半ばには、世界的な軽水炉ブームが到来する。沸騰水型軽水炉（BWR）メーカーのゼネラル・エレクトリック（GE）社が、原子力発電のコスト見積もり表と価格表を公表して、石炭・石油火力と十分に対抗できると宣言し、さらに契約時にメーカーが固定価格方式で受注を行い、試運転までの全工程に責任を負う「ターキンキー契約」方式を電力会社に提案したからである。加圧水型軽水炉（PWR）メーカーのウエスチングハウス（WH）も、これに追随した。日本の原発では、二号炉以降、すべて軽水炉が採用されるようになる。⁽²⁷⁾

その後、電力会社は、合同子会社の原電に原発事業を一本化せずに、一九六一年になって急遽、自ら原発事業に乗り出す。田原総一朗によると、これも通産省に対抗するためだったという。

通産省は、軽水炉が原子炉の主力になるだけではなく、石油にとって代わる可能性さえあると考え、軽水炉の主導権を握って電力会社を抑え込もうと考えた。そこで欠陥だらけのコールダーホール改良炉の建設に苦しみ、資金が逼迫化していた原電に国家資金を注入し、特殊法人化しようと目論んでいたのである。

一九六一年七月に東電社長に就任したばかりの木川田一隆は、その動きを察し、急遽、福島県選出の衆議院議員で、後に福島県知事となる木村守江に用地買収の手配を依頼する。福島県出身の木川田は、木村とは昵懇の間柄であった。木村は自らの票田で、県内でも特に貧しく、産業誘致を町長たちから依頼されていた大熊町、双葉町に、原発を誘致することにした。一方、関電も一九六一年秋に、大急ぎで第一号原発の建設地を福井県美浜町に決定する。それまで発電に際してはすべてGE社の技術を導入し、GE社の技術に信仰に近いほどの信頼を寄せていた東電は、GE社のBWRを、関電は、WH社と従来から提携関係にあった三菱グループとの関係から、PWRを、それぞれ採用することにした。

通産省は一九六二年七月に原電の特殊法人化案を打ち出す。しかし、東電、関電が原発建設計画を進めていたため、通産省が介入する余地はなかった。電力会社は、こうして通産省の介入を封じ込めたのである。⁽²⁸⁾

第二節 科学技術庁との影響力関係

① 科技庁の核燃料サイクル路線

次に科技庁と電力会社の影響力関係を見ておこう。

吉岡斉は日本の原子力開発利用体制を、商業段階の事業を担当する「電力・通産連合」と、実用化途上段階にあるとされる技術を商業技術として確立することを目標として、開発活動を行う「科技庁グループ」の二元体制とと

らえている。⁽²⁹⁾ 電力・通産連合は、発電用原子炉に関しては外国技術の導入習得路線をとり、核燃料に関しては海外からのウラン購入、ウラン濃縮サービス委託、使用済み核燃料再処理サービス委託を中心とする購入委託路線を採用してきた。一方、科技庁グループは、再処理を除いては、国内開発路線を採用してきた。⁽³⁰⁾

科技庁は発足当初から、軽水炉の大量建設を目的としていたわけではなく、原発の使用済み核燃料を再処理してプルトニウムを取り出し、再び燃料として使用する「核燃料サイクル」の確立を目指していた。高速増殖炉で核燃料を燃やすと、使用前よりも多くのプルトニウムが生み出される。このプルトニウムを再処理工場で再び核燃料に加工し、高速増殖炉の燃料として使用する。このサイクルが完成すれば、理論的には日本は一〇〇〇年以上、エネルギーの自給が可能になり、資源問題から解放されると考えたのである。欧米各国が、技術やコストの面から、早期の実現性は低いとして、核燃料サイクル計画を見直したり撤回したりしてきたものの、日本は現在でも核燃料サイクルの確立を目指しており、これまでに投じられた国家予算は二兆円以上に上る。⁽³¹⁾

しかし、科技庁による核燃料サイクルの国内開発路線は難航する。科技庁が発足した一九五六年には、科技庁傘下の特殊法人として、原子力研究全般と原子炉の設計・建設・運営を行う「日本原子力研究所」(原研)と、核燃料事業全般を扱う「原子燃料公社」(原燃公社)も設立される。

原燃公社は、国内でのウラン資源の探査・開発を進めることを主たる業務とし、人形峠(鳥取・岡山県境)、東濃(岐阜県)を中心に探鉱を実施した。しかし、いずれも品位・規模ともに貧弱で、経済性を持たないことが明らかになり、また世界各地でウラン鉱開発が進んだことから、ウラン自給論は潰える。一九六〇年代以降、ウラン鉱は全量が輸入でまかなわれることになった。⁽³²⁾

原研は、もともとアメリカからの濃縮ウランおよび実験用原子炉の受け入れ機関として設置されたもので、そ

の後、国産増殖炉の開発などを行う。しかし、開発は進まず、また共産党系の労働組合によりストが頻繁に行われたことから、政府・自民党は原研の管理運営能力に不信感を抱くようになり、一九六四年以降、原研は政府系の原子力開発の中核機関としての地位を剥奪される⁽³³⁾。

② 四大ナショナル・プロジェクトをめぐる科技厅と電力会社の対立

一九六六年五月に原子力委員会は、国産新型炉として高速増殖炉 FBR (Fast Breeder Reactor) と新型転換炉 ATR (Advanced Thermal Reactor、炉型としては重水減速沸騰軽水冷却炉が選定される) の並行開発を打ち出す。電力業界は FBR への一本化を望み、重電機業界は、国や電力業界からの財政支援がない限り、軽水炉開発の継続が望ましいとしていたものの、最終的には科技厅が推進していた ATR も取り入れられたのである。

だが電力業界は、開発主体としては国の一〇〇%出資による新しい政府機関の設立を主張する。交渉の結果、新特殊法人の人事は民間が責任を持つこと、研究開発予算は国が負担すること、原子炉建設の費用は民間企業と国が等分で負担することが決められた。そこで一九六七年一〇月に原燃公社は廃止され、これを吸収合併する形で「動力炉・核燃料開発事業団」(動燃) が設立される。この顛末について本田宏は、動燃の役割は、産業界が躊躇するリスクの高い研究開発事業の高額な費用を引き受け、実用化した事業は民間に引き渡すというもので、電力会社の利益が優先されたと解釈している⁽³⁴⁾。

それ以降、科技厅・動燃は、実用化途上段階の重要技術について、ナショナル・プロジェクト方式で開発を進める。その基幹的プロジェクトは、ATR、FBR、核燃料再処理、ウラン濃縮の四つである。こうしたナショナル・プロジェクトは巨額の費用がかかるため、電力会社はこれを引き継ぐことに消極的であった。だが、原型炉・

パイロットプラントの建設までならともかく、実証炉・商業プラントに必要な建設費・運転費は、国家予算で賄うことが不可能であったため、科技厅は一九七〇年代以降、それらを民営化しようと考え、電力会社にプロジェクトを引き継がせようとする。

このうちウラン濃縮については日本原燃産業（一九八五年に電力会社の出資により設立、後に日本原燃に統合）が、FBRについては原電が、それぞれ引き受けることが一九八〇年代になって決まる。吉岡斉は、前者については金額的に小規模であったため、後者については将来の原子炉の大黒柱になるかもしれないという期待が当時であったため、引き受けが実現したと推察している。一方で電力業界は、ATRへの消極的姿勢は崩さず、結局は電源開発が、ATR実証炉の建設を引き受けることになった。だが、一九九五年七月に電事連は、青森県大間町に建設を予定していたATR実証炉の建設計画から撤退することを表明する⁽³⁵⁾。ここで電力会社は、自らの利益を優先し、科技厅の方針を覆したのである。

最後に核燃料再処理計画についてであるが、科技厅は動燃に東海再処理工場を建設させるとともに、民営商業再処理工場の建設を具体化することを目指す⁽³⁶⁾。原子力委員会は、一九六七年、次いで一九七二年の原子力開発利用長期計画で再処理工場民営化論を打ち出す。しかし電力業界は、経済的リスクが大きい再処理事業には消極的であった。

ところが第一次石油危機の発生により、火力発電の将来が危ぶまれるようになり、経済界を中心に核燃料サイクルへの期待が高まる⁽³⁷⁾。ここで政府が電力会社に強い圧力をかける。当時は科技厅が、原子炉設置に関する許認可権を有しており、これをたてに、再処理事業を電力業界に押し付けてきたのである。

電力会社は原子炉設置許可申請書に使用済み核燃料の処分方法を記載しなければならない。当時の原子力政策で

は、処分方法は「国内再処理」という方針をとっていた。だが、東海再処理工場の再処理能力は二一〇トンで、毎年発生する使用済み核燃料約七基分に過ぎなかった（一基あたり年間二〇～三〇トン発生する）⁽³⁸⁾ため、全国で建設中の原発十数基から出る使用済み核燃料を全量再処理するには、別の再処理工場が必要であった。この点を社会党が追及する構えを見せたため、科技厅は電力会社に、民間の再処理工場建設を暗に促す。

電力会社は、海外への再処理委託が可能だと考えていた。ところが通産省が、再処理の海外委託に対して日本輸出入銀行の融資は出せないとして、民間再処理工場の建設を要請する。⁽³⁹⁾そこで電力会社も国策協力を決め、一九七五年七月の電力社長会で再処理事業への積極姿勢を表明する。

一九七九年六月に原子炉等規制法の一部改正案（いわゆる再処理民営化法案）が成立し、一九八〇年三月に九電力と原電が七割、金融機関と製造業界が残り三割を出資する日本原燃サービスが設立される（一九九二年七月に、ウラン濃縮を主業務とする日本原燃産業と合併し、日本原燃となる）。国内民間再処理工場計画は、これ以降、急速に具体化し、青森県上北郡六ヶ所村における核燃料サイクル施設の集中立地計画の一環として実現されることになる。

しかし電力会社は、転んでもただでは起きない。国内民間再処理工場計画を引き受ける対価として、当初からの希望であった海外再処理委託サービス利用を本格化させることを政府に認めさせたのである。電力会社は一九七七年九月にフランス核燃料公社COGEMAと、一九七八年五月にはイギリス核燃料公社BNFLと、相次いで再処理委託契約を結び、一九七八年から一九九八年度末まで、約五六〇〇トンの軽水炉使用済み燃料と約一五〇〇トンのガス炉使用済み燃料が輸送された。

③ 電力会社と核燃料サイクル

電力会社は、不採算部門である再処理事業を引き継ぐことには消極的であった。だが、使用済み核燃料は再処理しなければ、高レベル廃棄物として処分しなければならず、中間貯蔵や、地中に埋める最終処分のための施設を建設しなければならぬ。しかし、その用途は立たなかった（それゆえ日本の原発は、「トイレなきマンション」と批判されている）。

そこで使用済み核燃料は、原発の敷地内にある貯蔵プールで一時保管するしかなかったのだが、その容量には限界があった。また地元自治体に対しては、原発敷地内での使用済み核燃料の保管は再処理までの一時的なもので、いずれ持ち出すと説明することで、その了解を得ていた。このため、いつまでも敷地内に置き続けるわけにはいかなかった。結局、原発を稼働させ続けるため、先送り策として再処理を選択しなければならなかったのである。⁽⁴⁰⁾

電力業界が、技術的困難さから見通しが立たず、経済的コストも高い核燃料サイクル開発計画に消極的ではあるものの撤退できないのは、核燃料サイクル事業が破綻すると、原発の使用済み核燃料を再処理工場に運び出せなくなり、原発内の使用済み燃料プールがいっぱいになって、原発を運転できなくなるからである。⁽⁴¹⁾ もともと、核燃料サイクル開発計画にかかるコストの負担は、電気料金値上げを通産省に認可してもらうことにより損失補填された。⁽⁴²⁾ だから電力会社は、政府の要請を受け入れたのである。

④ 科技庁の権限喪失

一九七〇年代後半以降、科技庁は原子力行政の失敗を理由として、次々と権限を失い、通産省に権限が集中していく。以下、原子力行政の機構再編の歴史をたどっておく。

一九七四年九月の原子力船「むつ」の放射線漏れ事故により、原子力行政に対する世論の批判が高まった。原子力推進と安全規制を同一の機関が担っていることが、とりわけ批判を受けた。そこで政府は一九七五年七月に、科技庁内に安全規制を受け持つ原子力安全局を新設し、開発推進を担う原子力局から形式上、分離した。

さらに政府は、一九七五年二月に首相の私的諮問機関として「原子力行政懇談会」（座長・有沢広巳）を設置する。同懇談会は一九七六年七月の最終答申で、原子炉の安全確保について行政官庁の責任の明確化を図るため、原子炉の種類に応じた許認可権限の一元化を勧告する。これを受けて商業炉の許認可権は通産省に移管され、科技庁の許認可権は、研究開発段階の原子炉やその他の原子力施設に縮小された。

また同最終答申では、原子力委員会から安全規制業務を担当する原子力安全委員会を分離独立させることも勧告される。一九七五年にアメリカでは、原子力推進と規制を同一機関が担当することへの批判を受けて原子力委員会（AEC）が解体され、エネルギー研究開発庁（ERDA）（一九七七年にエネルギー省（DOE）に改組）と、原子力規制委員会（NRC）が発足したことに倣ったのである。これを受けて一九七八年一〇月に、原子力安全委員会が設置される。

だが原子力安全委員会は、アメリカのNRCとは異なり、原子力施設の設置許可の権限を持たず、通産省が原子力施設の安全審査を適正に行っているかどうかをチェックするに過ぎなかった（ダブルチェック体制）。さらに事務局は、科技庁が務めた。⁽⁴³⁾結局、原子力推進機関の内部に安全規制部門が設置されたに過ぎず、開発推進と安全規制の分離は実現されなかったのである。

一九九〇年代になると、不祥事が続発する。一九九五年二月八日に高速増殖炉（FBR）原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏れ・火災事故が発生した。この際、周辺自治体への通報が遅れ、さらに動燃が事故情報の意図的な

秘匿・捏造を行っていたことが発覚する。一九九七年三月一日には東海再処理工場で、再処理の各工程、施設の各所から排出される、低レベル放射性廃液のアスファルト固化処理施設で火災・爆発事故が起きた。この際、不適切な消火活動により外部への放射能漏洩を招いたこと、さらに消火活動について科技庁に虚偽報告を行っていたことが発覚し、マスメディアは動燃を「うそつき動燃」呼ばわりするようになる。これらの事件によって、世論の動燃への不信感が高まり、核燃料サイクル開発政策への疑問も呈せられるようになった。

しかし科技庁や自民党は、核燃料サイクル開発政策を見直そうとはしなかった。動燃を「核燃料サイクル開発機構」に改組するにとどめたのである。動燃の業務のうち、海外ウラン探鉱、ウラン濃縮研究開発、新型転換炉（ATR）研究開発という、もんじゅ事故以前から事業存続の意義がなくなっていたものだけが廃止され、高速増殖炉開発および核燃料サイクル技術の開発という動燃の基幹事業は、新機構にそのまま引き継がれた。新機構は、この二つの業務に加え、高レベル放射性廃棄物処理処分技術の開発を主要業務として、一九九八年一〇月一日に発足した（二〇〇五年に原研と統合され、日本原子力研究開発機構になる）⁽⁴⁴⁾。

二〇〇一年の省庁再編で、科技庁は文部省に吸収されて文部科学省になる。文科省は、年々先細る研究開発段階の事業のみを科技庁から引き継ぎ、安全規制事業を含む共通事業の大半は、経産省に移管された。経産省は科技庁の原子力安全局を取り込む形で、原子力安全・保安院を新設する。実のところ当時、同局を中心に独立機関を作り、アメリカのNRCのように強い権限を持たせるアイデアもあった。しかし、原発推進の足かせになると受け止めた通産省が猛反発し、保安院設立構想を打ち出したのである。これは電力業界の利益にも適うことであつた。⁽⁴⁵⁾

さらに、核燃料サイクル諸施設（再処理工場、核燃料加工施設など）、FBR原型炉もんじゅ、ATR原型炉ふげんに対する許認可権も、経産省が掌握した。また、科技庁が事務局を務めてきた総理府原子力委員会と原子力安

全委員会は、内閣府直属となり、独立の事務局（関係省庁からの出向組から構成される）を持つことになった。しかし、これらの委員会の決定について、内閣総理大臣は「十分に尊重しなければならない」と明記していた、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法二三条は削除され、その法的権限は弱められた。⁽⁴⁷⁾ かつて科技厅長官が兼任した原子力委員長は有識者に、科技厅原子力局長が務めていた委員会事務局の事務局長は、内閣府の課長級ポストに格下げとなった。⁽⁴⁸⁾

こうして経産省に原子力行政の権限が集中することになり、科技厅は多くの権限を失った。また、原子力推進機関と安全規制機関の分離が実現されることはなかった。

第三節 通産省との協調関係の確立

① 電源三法の成立

話を通産省と電力会社の関係に戻すと、原発が次々と運転を開始した一九七〇年代以降、両者は協調関係を築いていく。発電用原子炉は、一九七〇年代には年二基、一九八〇年代から九〇年代半ばまでは年一・五基のペースで（サイズは大型化）、営業運転を開始し、日本の原発設備容量は一九九〇年代半ばまで直線的に成長する。吉岡斉は、通産省が原発建設をエネルギー安全保障という公称上の政策目標にとって不可欠だから推進したというよりは、原子炉メーカーを中心とした原子力産業の保護育成のために、沸騰水型軽水炉（BWR）と加圧水型軽水炉（PWR）をそれぞれ年平均一基程度ずつ建設するよう電力業界に要請し、電力業界がそれに応えて九社による分担計画を作り、それを実施してきたのではないかと推察している。⁽⁴⁹⁾

さらに原発立地地域で原発反対運動が高まったことが、両者の協調関係を決定的にした。一九五〇年代から六〇

年代半ばにかけて、福井県や福島県で熱心な原発誘致運動が展開されたものの、一九六〇年代半ば以降、一部地域で大規模な立地反対運動が起き、一九七〇年代になると原発の相次ぐ事故を受けて、原発立地計画には常に大きな反対運動が起きるようになる。

一九七三年一〇月に石油危機が発生すると、田中角栄首相は原発推進を国家的課題に位置づけ、自ら主導して電源立地促進のための電源三法（「発電用施設周辺地域整備法」・「電源開発促進税法」・「電源開発促進対策特別会計法」の総称）を一九七四年六月に成立させる。立法化作業を担当したのは通産省である。

電源三法の仕組みは、以下の通りである。電力会社は、販売電力量に応じて一定額（1,000 kWhにつき八五円）の電源開発促進税を徴収し、それを電源開発促進対策特別会計の予算とする。そして同会計からは、発電所を立地する自治体（当該市町村および周辺市町村）に対し、電源立地促進対策交付金を中心に、様々な種類の交付金・補助金・委託金が、発電所着工から数年間、道路や福祉・教育・文化施設の建設など使途が特定された資金として支払われるのである。⁽⁵⁰⁾

こうして官民一体で国策として原発を推進する体制が成立した。この結果、官民間の緊張関係は一挙に変化し、電力会社のお役所体質化が進んだという。⁽⁵¹⁾

② 電源多様化政策

通産省は一九八〇年代以降、石油火力発電のシェアを減らして、石炭、天然ガス、原子力のシェアを増やし、再生可能エネルギーを含む新エネルギーの開発導入を促進する「電源多様化政策」を推進する。石油火力発電所の新設は計画中のものを除いて禁止され、既設分についても石炭や天然ガスへの燃料転換が奨励された。とはいえ、こ

の電源多様化政策は実質的には原発推進のための政策と言える。というのも、石炭、天然ガスのシェア増大が政策的支援なしに達成されたのに対し、政府のエネルギー関係予算の大部分、そして広報宣伝と住民説得のための努力の大部分は、原発事業に投入されたからである。⁽⁵²⁾

電源多様化政策は、石油危機以降、注目を浴びるようになった総合安全保障論を理論的基盤としていた。これは、安全保障を軍事面に限定せず、経済全般にわたる諸施策との関連で総合的に考えるというものである。政府は、この考えを取り入れ、原子力を供給安定性と経済性に優れた「準国産」エネルギーと位置づけて、その前提となる核燃料サイクルの国内自主確立を推進することにした。そのため立地対策が、ますます重要視されるようになったのである。⁽⁵³⁾

電源三法は、立地対策と電源多様化政策のため、その後も拡充される。電源開発促進税は一九八〇年七月から、電源立地勘定八五円に電源多様化勘定（研究開発費用）二一五円が加えられ、三〇〇円になった。さらに一九八三年度からは、電源立地勘定一六〇円に電源多様化勘定二八五円を加えた四四五円に値上げされた（その後、原発増設ベースのスローダウンと、大型研究開発事業の商業段階へのステップアップにより、電源開発促進税は何度か減らされ、二〇〇七年度からは三七五円になっている）。交付金の交付期間や交付対象も拡大され、一九八一年一月からは都道府県にも交付金が与えられることになった。⁽⁵⁴⁾

電源多様化勘定に基づく研究開発予算は、通産省と科技庁が山分けした。一九八〇年代には電源多様化勘定の予算の三分の二は原子力開発に支出され、そのうち半分は動燃の高速増殖炉（FBR）開発に使われた。

このように電力会社と通産省は、二人三脚で原発を推進していったのである。

③ 人材交流に見る協調関係

通産省と電力会社の協調関係は、人事にも現われている。経産省が二〇一一年五月二日に発表したところによると、電力会社一〇社と電力卸会社二社に、過去五〇年で六八人が天下りしている。また、電力・エネルギー関連の独立行政法人や財団法人などに天下りした経産省OBは、判明しただけで六一法人一〇八人に上る。⁽⁵⁵⁾

東電には一九五九年に、原子力行政事務のまとめ役を務めた石原武夫・通産事務次官が取締役として天下りし、副社長にまで昇進する。それ以後、東電の副社長ポストは通産官僚の「天下り指定席」となり、資源エネルギー庁長官・次長が三名続けて東電の顧問、副社長に就任する。二〇一一年一月には経産省から五人目となる石田徹・前資源エネルギー庁長官が顧問に就任し、副社長への昇任が見込まれていた。⁽⁵⁶⁾ところが、原発事故により経産官僚の電力会社への天下りが批判を受けるようになり、石田は四月に退任に追い込まれる。

一方で、電力会社からの「天上がり」もあった。二〇〇一年から二〇一一年にかけて、電力会社の社員三六人が、官庁に臨時職員（国家公務員）として採用されている（内閣官房二二人、内閣府一五人、文部科学省九人）。また電力会社七社、原電、日本原燃、原発機器メーカーのIHI（石川島播磨重工業）、原発推進団体の社団法人日本原子力産業会議（原産会議）、財団法人電力中央研究所（電中研）⁽⁵⁷⁾に在職したまま、内閣府、内閣官房、経産省、文科省に採用された公務員（非常勤）は一〇二人に上る（そのうち東電出身者は三四人）。いずれも、人事院規則に基づく公募ではなく、専門知識を有する場合は公募によらずにという特例による採用であった。⁽⁵⁸⁾

人材交流の問題点としては、安全規制の実効性や公平性を損なう可能性が挙げられる。経産省原子力安全・保安院は、二〇〇一年から二〇一一年までに東芝二人、IHI六人、関電六人など、原子力産業から八三人を採用しており、そのうち五〇人以上が原子力保安検査官として採用されている。検査官の中には、出身企業が建設した原

発を担当したり、退職後に出身企業に再就職したりするケースがある。⁽⁵⁹⁾同じく安全規制を担う内閣府原子力安全委員会の事務局にも、電力会社や原発機器メーカー出身で、電中研・原産会議在籍者が採用されている。⁽⁶⁰⁾

経産省原子力安全・保安院と電力会社の癒着については、東電関係者による次のような話もある。「原子力とまったく関係ない部署の役人が異動で、安全審査官になる。そういう人たちに、最初は東電側が原子力についてレクチャーする。東電側は彼らへの接待にはかなりの額を使っていました。今は国家公務員倫理法が厳しくなったので官僚接待はしていませんが、昔は『昼の問題は夜に解決しましょう』と接待漬けです」。安全審査で問題が起きると、経産省の担当者を高級クラブで接待して、「昼の話ですが、何とかありませんかね」と酒の席で交渉していたのである。さらに話は続く。「昔の通産省のたかり体質はひどく、『タクシー券、もってこい』とか『ビール券、もってこい』などは日常茶飯事。安全審査官がですよ」、「あるとき、安全審査官から電話があり、『ソフトボールをやりたいな』と言うんです。グラウンドを用意しろという意味です。また、『東電には女の子がいるよね』と、接待係として呼び出す」。

原子力には素人の官僚が安全審査の担当となり、電力会社と癒着していると、次のようなことになる。「安全審査は当時の通産省と原子力安全委員会のダブルチェックということになっています。しかし、審査の資料を作成していたのは東電です。通産省とすり合わせて、『安全審査書』を東電がつくり、あたかも通産省が書いたかのように『通産省』という名前を入れて東電が印刷します」、「次に、原子力安全委員会の二次審査では、通産省が同委員会に説明をしなければならない。その資料も東電がつくり、最終的に原子力安全委員会の『安全審査書』が出るわけですが、それも東電が作っていました。まったくの『お手盛り』だったのです」⁽⁶¹⁾。こうした実態は、金融の素人なのに銀行局に配属され、銀行のMOF担から金融行政についてレクチャーを受けていた大蔵官僚を思い起こさせ

る。

こうした癒着ゆえに、「やらせシンポジウム」が実施される。二〇一一年九月三〇日に政府の第三者調査委員会
は、プルサーマル計画や原発の耐震性など原子力関連シンポジウム（住民説明会）の開催にあたり、保安院原子力
安全広報課長や資源エネルギー庁原子力発電立地対策・広報室の職員らが電力会社に対して、社員を動員したり、
住民に賛成意見の表明を呼びかけたりするよう指示していた「やらせ」が、過去五年間に七件あったことを認定し
ている。⁽⁶²⁾これは氷山の一角であろう。

経産省と電力会社の癒着を最も明瞭に示した例としては、原発事故後、広報担当として連日、原子力安全・保安
院記者会見に臨んでいた西山英彦審議官の娘が、二〇〇九年に大卒事務職として東電に就職していたことが挙げら
れる。娘が就職活動をしていた二〇〇八年に、西山は資源エネルギー庁電力・ガス事業部長であった。⁽⁶³⁾また、二〇
〇四年に資源エネルギー庁電力・ガス事業部長に就任し、二〇一一年八月に前任者の更迭を受けて事務次官に就任
した安達健祐の娘も、東電の総合職として勤務している。⁽⁶⁴⁾

こうした規制機関と原子力産業との癒着は、原子力推進の経産省内に安全規制機関があることと、官民人材交流
とによって深まっていたように思われる。

第四節 電力自由化派官僚に対する政治権力

ここまで通産省と電力会社が協調関係を確立してきたことを論じてきた。しかし一九九〇年代に入って、通産省
の一部の官僚（以下、電力自由化派官僚と呼ぶ）が電力自由化を進めようとしたことから、東電は通産省と対立す
る。政治アクター間の影響力関係の優劣は、協調関係の時にはわからない。両社が対立関係になって、初めて明ら

かとなる。電力自由化をめぐる争いに勝ったのは、政治家を味方につけた東電であった。

① 第一次、第二次電力自由化

経産省内で電力自由化を進めようとした電力自由化派官僚には、他の先進国に比べて高い電気料金（英仏米の二倍、独伊の三割高と言われる）を引き下げなければ、日本産業の競争力が失われるという問題意識があった。

一九九四年に資源エネルギー庁公益事業部長に就任した村田成二は、一九九五年に電気事業法を改正して、IPP（独立系発電事業者）の新規参入を認めることにした。これは、電力会社が一定量の電気購入枠を設定し、大きな自家発電所を持つ企業が入札して、安い価格を提示した企業から、その余剰電力を購入するというもので、これが第一次電力自由化である。

東電社長の荒木浩は、IPP導入を受け入れた。それは荒木が、後述するように、当時、東電を「普通の会社にする」と宣言して経営近代化を進めようとしており、そのためにIPP導入を利用しようと考えたからである。とはいえ、IPPに参入したのは少数の企業に限られた。しかし、「不磨の大典」とされてきた電気事業法が改正されたこと自体、大きな一歩ではあった。

第二次電力自由化は、一九九七年一月四日に『読売新聞』が一面トップで、経済協力開発機構（OECD）閣僚理事会に提案される規制改革の報告書の原案に、電力の発送電分離が記載されることを報じたことから始まる。これはOECDに出向中であつた通産官僚の古賀茂明が、旧知の新聞記者に情報を提供して書かせたという。さらにその三日後には、佐藤信二通産相が記者会見で、これまでタブーとされてきた発送電分離について、大いに研究すべきと発言する。この発言は、村田らの振り付けによるものと見られた。また佐藤は、妻が安西浩・東京ガス元会

長の長女であり、電力会社とは親密ではなかった。⁽⁶⁵⁾

大臣の発言を受け、通産省は一九九七年七月から、電気料金二割引き下げ、発送電分離、発電部門の参入自由化などをテーマとして、電気事業審議会で第二次電力自由化の審議を始める。荒木は発送電分離には絶対反対の姿勢を崩さなかった。だが、発送電一貫体制が維持されるならば、小売りの部分自由化は認めるといふ態度をとった。

官房長となった村田や、奥村裕一公益事業部長などは自由化に熱心であった。だが、一九九八年六月に計画課長に就任した石田徹が、事態を収拾させる役回りを担った。結局、第二次電力自由化は、二〇〇〇年三月から託送制度(送電線の貸し出し)を新設し、電気の使用規模が二〇〇〇キロワット以上で、二万ボルトの特別高圧系統以上の電気を受ける大口需要家に限定して、電力小売り事業者の新規参入を認めるにとどまった。石田は、資源エネルギー庁長官まで昇進し、二〇一〇年八月に退任後、二〇一一年一月に月額報酬一二〇万円で東電の顧問に就任する。ただ第二次電力自由化では、新制度開始後おおむね三年が経った時点(二〇〇三年三月)で、自由化の実績を見直し、次の方向性を決めるとされた。この間、官房長として自由化推進に関わっていた村田は、アメリカ通商代表部(USTR)の対日規制改革要望書に「電力自由化」を盛り込むため、ワシントンに部下を送っていた。

これが功を奏したのか、非関税障壁の改革を求めているアメリカから外圧がかかる。二〇〇〇年と二〇〇一年の対日規制改革要望書には、発送電分離が重要項目として挙げられた。巨大総合エネルギー会社エンロンも、日本の発売・小売事業の計画を打ち出し、電力市場改革提言を発表した。

ところが、一九九八年から一般家庭も含む全需要家を対象に小売り自由化が行われていたカリフォルニア州で、二〇〇〇年夏から二〇〇一年にかけて大規模な停電が起きる。さらにエンロンが、巨額の不正経理、不正取引による粉飾決算のため二〇〇一年一二月に倒産した。このため、電力会社による自由化反対論が勢いを増す。

② 第三次電力自由化と東電原発トラブル隠し

しかし、経産省の電力自由化派官僚も引き下がらない。二〇〇一年一月から総合資源エネルギー調査会・電気事業分科会で第三次電力自由化が議論されることになる。彼らの問題意識は、第二次電力自由化の後も託送料金が高く設定されているため、新規参入が増えないことにあった。託送料を透明化するには、発電・送電・配電といった電力会社の機能ごとの収支を明らかにすること（会計の分離）が必要となる。

第三次電力自由化のテーマは、いずれも欧米では進展していた、小売りの全面自由化、発送電分離、送電線の開放、卸電力取引所の設置であった。さらに、自由化の際の原子力の扱いも問題とされた。欧米では、電力自由化を進めた後、原発建設が進まなくなったからである⁶⁶⁾。これに対し電力業界は、全国電力関連産業労働組合総連合（電力総連）とともに自由化の問題を広くPRし、政界へのロビー活動も強めた。

一方で二〇〇〇年七月には、過去に東電の原発を補修したGEの技術者から、通産省に対して内部告発がなされていた。福島第一原発一号機の蒸気乾燥器に六本のひび割れがあったにもかかわらず、東電の依頼に基づくGE上層部の指示で、ひび割れが映らないよう編集した通産省用のビデオテープを作ったというのである。ところが保安院は、東電に立ち入り調査を行うどころか、東電に内部告発の内容を口頭で知らせ、告発者に関する資料まで渡していた。そのうえで保安院は、東電に事実関係を再三問い質したものの、結論は急がなくてもよいという態度をとった。

二〇〇二年七月に、村田が事務次官に就任する。村田は就任後、間もなく、荒木の後任で、一九九九年に社長に就任していた南直哉に会い、「資源エネルギー庁の公益事業部（このときは組織改正で電力・ガス事業部に名称変更）に配属された官僚はどんないい官僚もみんな東電に洗脳されてしまう。せっかく優秀な若手官僚を送り込んで

も、みんなお宅に洗脳される。そういうことはやめてもらえませんか」と述べたという。

村田の次官就任後、保安院の態度は一変する。東電の当時の広報担当者によると、突然、経緯を早急に報告するように求められ、保安院に全面降伏を強いられたという。

二〇〇二年八月二十九日に保安院は、東電の二九件の原発トラブル隠しを明らかにする。内部告発をきっかけに調査したところ、一九八〇年代後半から九〇年代にかけて実施された自主点検作業において、原子炉の炉心隔壁（シシラウド）のひび割れなどの記録を改竄するなど、虚偽記載を行っていたというのである。この問題により、荒木浩会長、南直哉社長、平岩外四相談役、那須翔相談役の歴代トップ四人が引責辞任し、原子力部門もトップの榎本聰明副社長が辞任したのをはじめ、三五人に辞任、降格、減給などの処分がなされた。この時、後任の社長に就任したのが、原発事故時の会長である勝俣恒久である。

東電は経産省へ怨念を募らせた。保安院と相談し、調査にも協力してきたのに、村田が電力自由化への抵抗を抑え込むためにトラブル隠しを利用し、東電だけを悪者にしたと考えたのである。東電は、自民党、さらには電力総連を通じて民主党にも手を回す。東電の根回しは猛烈で、たとえば総合資源エネルギー調査会・電気事業分科会の委員で、自由化論を展開することが期待された鈴木敏文イートーヨーカ堂社長は、電力会社との対立を嫌い、ほとんど会議に出席しなかった。自由化論議に関わった官僚たちに対しても、「あのときは本心ではなかったですよ」と、圧力をかけた。村田は第三次電力自由化論争の終盤になって突然、「自分の身は自分で守れ」と述べ、資源エネルギー庁の中堅・若手官僚を守ろうとはしなくなった。

最終的に自民党と電力会社は、京都議定書が求める二酸化炭素排出抑制のため、経産省が導入を急いでいた石炭への新たな課税制度を、発送電分離阻止のための人質にとった。二〇〇二年一月一九日の自民党経済産業部会で

は、経産省幹部が自民党の主要議員に根回しを終えていた、石炭への新課税制度に対し、出席者全員が反対する。ところが翌日、『日本経済新聞』が一面トップで「電力自由化、発送電部門分離見送り」と報じると、その日の経産省部会は、わずか一五分の質疑で石炭課税を了承した。村田らは、石炭課税の導入を優先し、発送電分離を延期せざるを得なかったのである。

第三次電力自由化では、発送電分離は見送られ、同じ会社の発電部門と送電部門で会計分離を行うこと、連系線の利用、調整のための中立機関を設置すること、託送制度を見直すこと、電力小売りの対象となる需要家の範囲を拡大し、二〇〇四年四月に五〇〇キロワット以上、二〇〇五年四月に五〇キロワット以上に緩和すること、卸売電気を売買する取引市場を設置することなどが決められた。また二〇〇七年四月を用途に、全面自由化の検討を開始することも決められた。しかし二〇〇七年には、現時点で小売り自由化の範囲を拡大することは適切ではないとされ、電力自由化論議は幕を閉じた。

この間、自由化は実質的には進まなかった。二〇〇七年時点で実際に営業活動をしている新規参入者は一三社に過ぎず、託送料は高いままで連系線はほとんど使われなかった。九電力会社間でも競争は起きなかった。⁽⁶⁸⁾

③ 核燃料サイクルをめぐる対立

電力会社と経産省改革派官僚との最後の戦いは、核燃料サイクルをめぐるものであった。二〇〇四年夏に資源エネルギー庁の若手官僚六人が、「19兆円の請求書——止まらない核燃料サイクル——」と題する資料を作成し、役所内、国会議員、マスメディア関係者らに、核燃料サイクル事業の中止を訴えた。彼らは、六ヶ所村の再処理工場は当初六九〇〇億円と想定されていたのに、結局は二兆二〇〇〇億円もかかったことを挙げ、再処理工場を四〇年間動か

して核燃料サイクル事業を進めれば、直接処分よりも一八・八兆円のコスト増となり、再処理工場の稼働率が低くなれば五〇兆円にもなりかねないとして、核燃料サイクル計画は費用対効果が見合わないと説明した。では、なぜ核燃料サイクルは止まらないのか。その文書では、政府は、政策を変えれば電力会社から二兆円もかけた再処理工場の建設費の賠償を求められると考え、電力会社は、利用者から電気代で集める再処理費用の返却を求められると考え、そして政治家は、電力関連の企業や労組から支援を受けているからだ指摘されていた。上司の寺坂信昭電力・ガス事業部長も、「足跡が残らない程度に世の中を騒がすことはかまわない」として、彼らの行動を了承していた。

ところが、ここでも村田は、若手官僚を最後まででは守らなかった。核燃料サイクル計画を支持していた、核武装論者の中川昭一経産相を説得できなかったのである⁽⁶⁹⁾。

さらに、核燃料サイクル見直しの動きは電力業界の猛烈な反発を買う。電力業界は、使用済み核燃料を引き受けてもらうため、青森県との関係を悪化させるわけにはいかなかった。一九九八年七月に青森県知事と六ヶ所村村長、日本原燃社長の三者は、電事連会長の立ち会いの下で、再処理事業の確実な実施が著しく困難となった場合には、日本原燃は使用済み核燃料の施設外への搬出も含め、速やかに必要かつ適切な措置を講ずるとする「覚書」を交わしていた。それゆえ、電力業界が核燃料サイクル事業推進の責任を放棄した場合、青森県から使用済み核燃料の引き取りを求められる可能性があった⁽⁷⁰⁾。

二〇〇四年夏の昼下がりには、「一九兆円の請求書」の作成に加わっていた経産省の幹部官僚に、電事連から電話がかかってきた。「夕方に発表があります。あんな異動ですわ」。その時点では事務次官か官房長しか知らないはずの「人事異動表」を持っているというのである。「送ってあげまひょか」。卓上のファクスには、その紙が送信されて

きた。明らかな左遷である。この官僚は事前に、「政治家は業界の味方。パーティー券を大量に処理してやっているから。派手に動くと痛い目に遭うぞ」という警告を受けていた。「まさかここまでの力とは。紙を渡したのは電事連の意向を受けた大臣だろう」と思った。別の官僚も、「電力ににらまされると出世できない。監視しているなんて幻想で、電力が経産省を操っている」と証言している。⁽⁷¹⁾

二〇〇四年六月に村田が退官し、現状維持派の官僚が省内で主導権を握ると、若手官僚の動きは封殺される。彼らの行為は「不問に付す」とされたものの、メンバーは様々な部署に異動、出向させられた。リーダー格だった伊原智人・電力市場整備課課長補佐は、役所に見切りをつけて退官した。電力自由化を進めようとした官僚たちも、その後、出世コースから外された。⁽⁷²⁾

原子力委員会は核燃料サイクル継続を決定する。経産省内でも、村田の退官後、電力自由化論は下火になっていく。電力業界の勝利であった。

④ 原発トラブル隠しの後始末

二〇〇二年の東電トラブル隠し問題は、さらに大きな問題へと拡大していった。八月三〇日に保安院が原子力事業者に對して、同様のケースが過去になかったか総点検を命じたところ、東電、中部電力、東北電力、原電、中国電力において同様のケースがあったことが判明した。さらに日立製作所の内部文書から、一九九一年と一九九二年の定期検査で、福島第一原発一号機の原子炉格納容器の漏洩率検査を実施している最中に、圧縮空気を格納容器内に不正に注入していたことが発覚する。⁽⁷³⁾ 高い気密性が求められる格納容器から、原因不明の空気漏れがあり、このままでは検査を通らないので、漏れる分の空気を注入して、国の検査官をだましたのである。⁽⁷⁴⁾

この事件では、規制当局である保安院の体質も問題となった。先述した通り、調査が大幅に遅れ、しかも内部告発者の氏名を東電に通報していたからである。このため、原発推進の資源エネルギー庁内に安全規制を行う保安院があることが改めて問題視された。しかし経産省は、そうした批判を無視する⁽⁷⁵⁾。

保安院と電力業界は、トラブル隠しを反省するどころか、従来の検査基準が厳し過ぎたという主張を展開する。

その主張を受けて、二〇〇二年一二月に成立した電気事業法と原子炉等規制法の改正案では、多少の傷やひび割れが見つかっても、科学的に安全上問題がないとされれば原子炉の運転継続を容認する「健全性評価基準」が導入されることになった。⁽⁷⁶⁾

【付記】 本稿はもとと、日本学術振興会・東日本大震災学術調査の研究成果として執筆されたものである。だが、出版に際しての字数の制約等の理由から、本稿を大幅に短縮した論文を研究成果として提出した（東洋経済新報社より刊行予定）。そこで『阪大法学』において、元の論文を公表することにした次第である。そのため、両論文には一部重複があることを断っておく。また、研究に際して支援をいただいた、村松岐夫・東日本大震災学術調査・総合調整班統括責任者、辻中豊・東日本大震災学術調査・政治・政策班統括責任者、同政治・政策班のメンバー各位に、この場を借りて、お礼を申し上げる。なお参考文献一覧は、完結回に記載する。

（1）たとえば、東京新聞原発事故取材班「二〇一二、一六七―二一九頁」、を参照。さらに添田孝文によると、一九九三年の北海道南西沖地震以降、津波想定の見直しが検討されるようになり、その際、地震研究者から、東電福島第一原発（福島県双葉郡大熊町・双葉町）が、従来の想定を超える大津波に見舞われるおそれがあることが指摘されていた。そして電事連や規制当局は、大津波が炉心損傷や全電源喪失を引き起こすおそれがあることを認識していた。しかし電事連は、新しい知見に基づき基準を改訂して、原発の安全性をチェックしたり（バックチェック）、原発を新基準に適合するように改修した

り(バックフィット)はしなかった。それどころか、電力会社が全費用を負担し、メンバーの半数以上を電力業界関係者で固めた「土木学会津波評価部会」に、一九九九年から二〇〇一年にかけて審議を行わせ、津波想定を低く抑えることを正当化させた。それ以後も東電は、地震研究者や規制当局などから、津波の危険性を再三指摘されながらも、津波対策を先延ばしにした。添田「二〇一四」。本稿は、こうした東電・電事連の行動を可能にした権力構造を分析するものである。

(2) 海渡「二〇一一、五八―七九頁」。

(3) 東京新聞原発事故取材班「二〇一二、一九一頁」。電力中央研究所のOBは、全電源喪失への対応について、「その研究はタブーだった。そうした研究は東京電力などが許さなかった。原発は、四重、五重の安全策がほどこされている。それが、今度のように一度で全て失われるというような事態は想定していない。『そうした事態はあり得ない』というのが東京電力などの考え方で、『そんな研究をするなら金を出さない』というわけだ」と証言している。志村「二〇一一、二〇二頁」。同様の証言は、元日本原子力研究所職員や、元原子力安全委員会委員長からもなされている。NHK ETV特集取材班「二〇一三、一七、二七〇―二七一頁」。

(4) 『週刊東洋経済』二〇一二年四月二三日号、三七頁。

(5) 関連会社も多く、二〇一一年七月時点で二六四社(うち子会社一六六社、関連会社九八社)、従業員数は計三万二八〇〇人で、本社と合わせると六万九五〇〇人に上る。竹内「二〇一三、一三三〇―一三三二頁」。

(6) 竹内「二〇一三、一三三五―一三三六頁」、安西「二〇一二、一三八―一三九頁」、『週刊ダイヤモンド』二〇一一年五月二一日号、二八―二九頁。

(7) 『週刊東洋経済』二〇一二年四月二三日号、四一頁。また他の電力会社は、その地域では圧倒的に大きな企業であり、各地域の経済団体のトップかナンバー2を電力会社出身者が占めてきた。竹内「二〇一三、一三三六頁」、『週刊ダイヤモンド』二〇一二年五月二一日号、三三頁。

(8) 大鹿「二〇一三、二六―二六二頁」、『週刊東洋経済』二〇一一年四月二三日号、四八頁。このため、莫大な設備投資を伴う原発事業が優遇されるようになったという指摘もよくなされる。たとえば、本田「二〇〇五、六七頁」など。

(9) 二〇一二年九月からの料金値上げを審査した電気料金審査専門委員会では、社員一人当たりの年間福利厚生費が三七・五万円、健康保険料の会社負担割合が七〇%、財産形成貯蓄の利子補填率が年三・五%、リフレシユ財形貯蓄の利子補填

- 率が年八・五％、社宅が月三万一〇〇〇円程度、企業年金も高額であることなどが、問題とされた。竹内「二〇一三、二二、二一～二四頁」。
- (10) 斎藤「二〇一二、二一八～二一九頁」。
- (11) 大鹿「二〇一三、二六七～二六八頁」。
- (12) 『週刊ダイヤモンド』二〇一一年五月二一日号、二八～三三頁。
- (13) 共同通信連載企画『日本を創る 原発と国家』第4部『電力』の覇権」Vol.02「官界へ影響力行使」(http://www.4news.jp/47topics/tsukuru/article/post_35.html) (二〇一四年一〇月二一日最終確認)。
- (14) 日本初の商業用軽水炉は日本原子力発電の敦賀原発一号機で、一九七〇年三月に運転を開始していた。
- (15) 橋川「二〇一一、一四一～一四五頁」。
- (16) 竹内「二〇一三、二〇〇、二一一頁」。
- (17) 有森「二〇一一、一五〇～一五四頁」。
- (18) 大鹿「二〇一三、二六二頁」。
- (19) 『週刊東洋経済』二〇一二年四月二三日号、三四頁。
- (20) 大鹿「二〇一三、二二〇、二四六頁」。
- (21) それゆえ、原子力政策での政官業の関係は「鉄の三角形」モデルよりも「三すくみ論」で説明できると見る向きもある。その典型例として、朝日新聞特別報道部「二〇一四、一七六頁」、が挙げられる。「『電力業界』は“許認可権”を握る『官僚』に弱く、『官僚』は“人事権”を握る『政治家』に弱い」、「そこで『電力業界』は“選挙とカネ”で『政治家』に近づく」というのである。
- (22) 橋川「二〇一一、一三三～一三六頁」、田原「二〇一一、四八～七〇頁」。
- (23) 橋川「二〇一一、一三八～一四〇頁」。
- (24) 吉岡「二〇一一、二五～二八、八三～九一頁」、田原「二〇一一、八三～八八頁」、NHK ETV特集取材班「二〇一三、一一九～一二三頁」。
- (25) 田原「二〇一一、八七～八八頁」。

(26) 東電は、すでに一九五五年一月に原子力発電課を社長室に新設し、一九五六年六月には東芝・日立両グループと協力して、東電原子力発電共同研究会を組織している。関電も一九五六年四月に原子力発電研究委員会を組織し、一九五七年九月には本店機構として原子力部を設置している。この時点で両社は、アメリカからの軽水炉技術導入を計画していた。吉岡「二〇一一、九〇～九一頁」。

(27) 吉岡「二〇一一、一一八～一二〇頁」。

(28) 以上、田原「二〇一一、八九～一〇〇頁」。しかし、こうして原発の導入が拙速に進められたことが、福島第一原発の安全対策の不備につながり、今回の事故を引き起こすことになってしまったのである。というのもアメリカでは、軽水炉は内陸部の河川のほとりに建設することを想定しており、津波の大きな破壊力を想定した構造設計にはなっていないからである。桜井「二〇一一、一二三～一二五頁」。

(29) 後述するように、電力会社と通産省は一九六〇年代以降、協調関係を強めていく。

(30) 吉岡「二〇一一、一九～二三頁」。

(31) NHKE TV特集取材班「二〇二三、一六、三〇一～三〇三頁」。

(32) 吉岡「二〇一一、一二一～一二三頁」。

(33) 吉岡「二〇一一、八二、一〇四～一〇七頁」。

(34) 本田「一九九五、六四～六五頁」。

(35) 吉岡「二〇一一、一六二～一七一、二四〇～二四二頁」。この時、電事連は、新型転換炉実証炉の代わりに、「全炉心MOX燃料装荷可能な改良型沸騰水型軽水炉」(フルMOX-ABWR)を、その建設予定地であった青森県大間町に建設するよう求める。日本政府は、核不拡散の観点から余剰プルトニウムを出さないよう求めるアメリカの圧力を受け、電力業界に軽水炉でのMOX燃料利用(フルサーマル計画)を要請しており、電力業界はコスト高になるものの、国際協力を約束してきた。そこでMOX燃料を炉心全体の三分の一しか装荷できない既存の軽水炉よりもプルトニウムをより多く焼却できる、一〇〇%MOX装荷の軽水炉を建設するよう主張したのである。吉岡「二〇一一、二四一頁」。

(36) 以下、核燃料再処理計画については、吉岡「二〇一一、一六七～一七二頁」、本田「二〇〇五、一八八～一九二、一九四～一九五頁」、による。

- (37) NHK ETV特集取材班「二〇一三、三三六頁」。
- (38) しかも東海再処理工場は、一九七七年九月からのホット試験を経て、一九八一年一月から本格運転に入ったものの、故障が相次ぎ、きわめて低い稼働率にとどまる。一九七七年から一九八八年度までの累計で三九二トンの使用済み核燃料しか処理できず、毎年三〇〇億円以上の赤字を出した。本田「二〇〇五、一八九頁」。
- (39) 吉岡は、通産省が国内再処理事業推進の立場をとった理由は不明としつつ、石油危機やインドの核実験などから、海外への再処理委託が国際政治上の様々な要因により不安定さを免れないことを痛感していたためだと推察している。吉岡「二〇一、一六九頁」。
- (40) NHK ETV特集取材班「二〇一三、三三八～三三九頁」。
- (41) さらに政府・自民党内には、核武装という選択肢を持つておくべきであり、そのためには核燃料サイクルによってプルトニウムをいつでも取り出せるようにしておくべきだという考えもあった。このため、核燃料サイクル開発は推進されたのである。NHK ETV特集取材班「二〇一三、三三〇～三三四頁」。
- (42) 吉岡「二〇一、一七一頁」。
- (43) 本田「二〇〇五、一三八～一四〇頁」、吉岡「二〇一、一五九～一六〇、一八六頁」。
- (44) 吉岡「二〇一、二五〇～二六三、二六八～二七八頁」、本田「二〇〇五、二四七～二五二頁」。
- (45) 共同通信連載企画『日本を創る 原発と国家』第3部「電力改革の攻防」Vol. 02「進まなかった規制官庁独立」(http://www.4news.jp/4topics/tsukuru/article/post_30.html) (二〇一四年一月一日最終確認)。元衆議院議員の中川秀直も、通産省が省を挙げて根回しをし、科技庁の原子力行政部門を確保したと証言している。大鹿「二〇一三、三五七～三五八頁」。
- (46) 民主党は野党時代、原子力安全・保安院を、原子力推進の経済産業省から分離・独立させると主張していた。だが民主党政権発足直後に、電力会社出身の国会議員秘書が、原子力政策に関わる官僚の目の前で、「独立した原発の安全審査機関の設立など全力で阻止する」と言い放っていたという。実際のところ、民主党政権では福島第一原発事故が発生するまで、独立した安全規制機関を設置する動きはまったく見られなかった。共同通信連載企画『日本を創る 原発と国家』第3部「電力改革の攻防」Vol. 02「進まなかった規制官庁独立」(http://www.4news.jp/4topics/tsukuru/article/post_30.html)

(二〇一四年一〇月一四日最終確認)。

(47) 吉岡「二〇一一、三〇八―三二三頁」、本田「二〇〇五、二五一―二五二頁」。

(48) 安西「二〇一二、一六八頁」。

(49) 吉岡「二〇一一、一四三―一四六頁」。また吉岡は、通産省が産業政策的見地から電力業界に要請して、九電力会社をGE・東芝・日立製のBWR採用会社グループとWH・三菱グループ製のPWR採用会社グループに分割させたと推察している。二〇〇〇年末時点で、BWRは二八基(東電一七基、中部電力四基、東北電力二基、中国電力二基、北陸電力一基、原電二基)、PWRは二三基(関電二基、九州電力六基、北海道電力二基、四国電力三基、原電一基)と、二つの炉型の基数も拮抗している。吉岡「二〇一一、一二三頁」。

(50) 電源三法はあらゆる発電所を対象とするものの、原発には同規模の火力・水力発電の二倍以上の交付金が支給されるようになっている。以上、吉岡「二〇一一、一五〇―一五二頁」、本田「二九九五、一〇二―一〇五頁」。

(51) 橘川「二〇一一、一四三―一四四頁」。

(52) 吉岡「二〇一一、一八四―一八五頁」。

(53) 本田「二〇〇五、一八四―一八五頁」。

(54) 吉岡「二〇一一、一五一―一五二頁」、本田「二〇〇五、一八六―一八八頁」。

(55) 大鹿「二〇一三、三九七頁」。

(56) 小松「二〇一二、七一―七三頁」、三宅「二〇一一、一〇四―一二二頁」、グループ・K21「二〇一二c」。東電が天下りを引き受けているのは経産官僚だけではない。東電に天下りしている中央官庁の官僚OBは約五〇〇人で、電力会社が資金を拠出しているエネルギー公益法人には少なくとも二二一人の官僚OBが天下りしていたことが明らかになっている。土井「二〇一一、八二頁」。

(57) 電中研は、電力各社から拠出される負担金で運営され、職員数八四〇人、年間事業費約三〇〇億円に上る。

(58) 小松「二〇一二、七一―七四頁」、グループ・K21「二〇一二c」。東電から官庁への出向は二〇〇〇年以降、二三人であつたという。共同通信連載企画『日本を創る 原発と国家』第4部『電力』の覇権 Vol. 02 「官界へ影響力行使」(http://www.47news.jp/47topics/tsukuru/article/post_35.html) (二〇一四年一〇月二二日最終確認)。

- (59) 土井「二〇一一、八二〜八三頁」。
- (60) 小松「二〇一二、七一〜七四頁」、グループ・K 21「二〇一一」。
- (61) 『週刊文春 東京電力の大罪』臨時増刊二〇一一年七月二七日号、九〇〜九二頁。
- (62) 『朝日新聞』二〇一一年一月一日付朝刊。
- (63) 『週刊文春 東京電力の大罪』臨時増刊二〇一一年七月二七日号、九〇頁。
- (64) 伊藤「二〇一一、九三頁」。大鹿靖明によると、資源エネルギー庁電力・ガス事業部で課長を務めた官僚が、「役所に入りする東電の企画部の人に『お子さんの就職の件でお困りでしたら是非私に声をかけていただければ、なんとかします』と、よく言われましたよ」と打ち明けたという。また、外局の長官経験者(OB)の少なくとも六人が、子どもを東電に就職させていたともいう。大鹿「二〇一三、四〇一頁」。有森隆は、「コネで東電に入った有力政治家や高級官僚の子弟は多数いる」と記している。有森「二〇一一、一五二頁」。
- (65) さらに一九九六年一〇月の衆議院総選挙で、中国電力が労組とともに反対陣営に回ったため、佐藤はそのことを恨んでいたともいう。李「二〇一二、一八七頁」。佐藤は、二〇〇〇年、二〇〇三年の衆議院総選挙(山口二区)で連敗する(二〇〇三年は比例代表で復活当選)。地元では、電事連の意向を汲んだ中国電力が佐藤の選挙運動をサポートしたためと見られていたという。有森「二〇一一、一五三頁」。
- (66) 自由化が進むと原発建設が進まなくなるのは、巨額の建設費を集めるのが困難になることに加え、事故のリスクが大きく、さらに私企業では、放射性廃棄物の処理も手に負えないからである。小森「二〇一三、一四七頁」。
- (67) 具体的には、地域を越えれば越えるほど託送料が積み重なる「バンケーキ」と言われる制度を廃止し、各地域にある「系統利用料金」に一本化した。竹内「二〇一三、二〇一頁」。
- (68) 九電力会社のうち、他社管内で電力を販売している例は、二〇一二年の時点で、九州電力が広島市内のスーパーに電力を供給している一件だけであった。竹内「二〇一三、一八九〜一九〇頁」。電力会社は地域独占の維持を図り、業界内での競争を回避しようとしたのである。以上、第一次から第三次にかけての電力自由化の過程については、有森「二〇一一、一五二〜一五四頁」、大鹿「二〇一三、二六六〜二八一頁」、竹内「二〇一三、一八四〜二八頁」、斎藤「二〇一二、二六〇〜二七五頁」、小森「二〇一三、一四七〜一五三頁」、李「二〇一二、一九二〜一九三頁」、『朝日新聞GLOBE』二〇〇九

年一〇月五日付、を参照した。

(69) 以上、核燃料サイクルをめぐる電力会社と若手官僚の対立については、大鹿「二〇一三、二七八～二八〇頁」、竹内「二〇一三、八五、八九～九二頁」。

(70) 朝日新聞青森総局「二〇〇五、五七～五八頁」。

(71) 共同通信連載企画『日本を創る 原発と国家』第4部『電力』の覇権」Vol.02「官界へ影響力行使」(http://www.47news.jp/47topics/tsukuru/article/post_35.html) (二〇一四年一〇月二二日最終確認)。また、ある経産官僚は、「電力業界は、経産相に官僚の評判を吹き込んで省内人事を操作してきた」と証言している。その官僚は上司に、経産相から聞いた話として、「君は電力から評判が悪いようだね」と言われたともいう。朝日新聞特別報道部「二〇一四、一七九頁」。

(72) 大鹿「二〇一三、二八〇～二八一頁」、竹内「二〇一三、九二頁」。

(73) 吉岡「二〇一、三二一～三二二頁」。

(74) 竹内「二〇一三、七九頁」。東電が日常的に検査官に対して虚偽報告を行っていたこと、それを原発に素人の検査官がまったく見抜けなかったことについては、元東電社員の証言がある。依光「二〇一」。

(75) 吉岡「二〇一、三二二頁」。

(76) 本田「二〇〇五、二七〇頁」。